

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十号

##### ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成三年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 条例第十二条第十四号（条例第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 広島の海の管理に関する条例（平成三年広島県条例第七号）第三条の規定による許可を受けた行為（同条例第二条に規定する海域の土地の利用等に係るものに限る。）

二 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十六条第一項及び第二項の規定による届出が必要な行為

三 景観法第二十二条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による許可を受けた行為、同法第六十三条第一項の規定による認定を受けた計画に係る行為又は同法第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条第三項の規定に基づく市町の条例による制限等に適合した行為

四 景観法第五十八条第一項の規定により農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の特例となる景観法第五十五条第二項第一号の区域内の開発行為

#### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。